

長崎県公共建築工事共通費積算基準

平成24年 5月

長 崎 県 土 木 部 建 築 課

長崎県公共建築工事共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「離島調整費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－１、表－２、表－３及び表－４の内容と付加利益を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－１ 離島調整費

項 目	内 容
海上運搬費	本土から離島までの材料、機械器具の運搬費
旅費等	本土から離島までの旅費及び交通等に要する費用

表－２ 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

２ 離島調整費の算定

(1) 離島調整費は、表－１の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「離島調整費率」という。）により算定する。

なお、次の項目については、離島調整費の対象から除く。

- ①杭
- ②鉄骨材
- ③生コンクリート

- ④海上運搬費を計上している工事
- ⑤解体工事

(2) 離島調整費率は、別表－１によるものとし、原則として各値の最低値を採用する。ただし、離島の離島（本土からの定期航路がない離島をいう。）の場合は、この限りではない。

(3) 杭、杭打ち機械、鉄骨材、その他離島で調達できない特殊な機械の海上運搬費は別途工種ごとに直接工事費に計上する。

3 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。

ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 共通仮設費率は、別表－２から別表－８によるものとする。

なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－５及び表－６とする。

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費

機 械 器 具 費	用 測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。

(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に、通常の建物本体工事に含まれない表－7に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表－7 その他工事

特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事、 造園工事、 舗装工事 取り壊し工事 電波障害防除設備工事 さく井設備工事

(6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

4 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表－3の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(2) 現場管理費率は、別表－9から別表－15によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 現場管理費率に含まれる内容は表－3による。

(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。

(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。

(6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

(7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

5 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表－４の内容と付加利益について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。

(2) 一般管理費等率は、別表－16から別表－18による。

(3) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

(4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正は行わない。

付則 この基準は、平成１５年６月１日以降に起工する工事に適用する。

この基準は、平成１７年４月１日以降に入札執行する工事に適用する。

この基準は、平成２３年１１月１日以降に入札執行する工事に適用する。

この基準は、平成２４年５月１日以降に起工する工事に適用する。

別表－1 離島調整費率

郊外近郊の島	五島	壱岐	対馬
0.5～2.0%	3.5～7.0%	3.0～6.0%	4.5～8.0%

別表－2 共通仮設費率(新営建築工事)

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率(%) P ：直接工事費(千円)とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T ：工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－3 共通仮設費率(改修建築工事)

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率(%) P ：直接工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表一4 共通仮設費率(新営電気設備工事)

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
算定式 $Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、K r : 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表一5 共通仮設費率(改修電気設備工事)

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
算定式 $Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、K r : 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T : 工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表一6 共通仮設費率(新営機械設備工事)

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、K r : 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T : 工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表一 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	4. 9 6 %	$7. 0 2 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1. 7 3 %	$2. 4 4 \times P^{-0.0433}$
算定式 $K r = 1 2. 2 1 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、K r : 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円) とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う T : 工期 (か月)			
注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表二 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1 千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
共通仮設費率	3. 0 8 %	共通仮設費率算定式により算定された率	2. 0 7 %
算定式 $K r = 7. 8 9 \times P^{-0.1021}$ ただし、K r : 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円)			
注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表三 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1 千万円以下	1 千万円を超える
	上限	2 0. 1 3 %	$7 5. 9 7 \times N p^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	1 0. 0 1 %	$3 7. 7 6 \times N p^{-0.1442}$
算定式 $J o = 1 5 1. 0 8 \times N p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、J o : 現場管理費率(%) N p : 純工事費(千円) とし、1 千万円以下の場合は、1 千万円として扱う T : 工期 (か月)			
注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. J o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－10 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	2 6 . 8 6 %	$1 8 4 . 5 8 \times N p^{-0.2263}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	1 2 . 7 0 %	$8 7 . 2 9 \times N p^{-0.2263}$
算定式 $J o = 3 5 6 . 2 0 \times N p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、J o : 現場管理費率(%) N p : 純工事費(千円) とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う T : 工期 (か月) 注 1 . 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2 . J o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－11 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	3 8 . 6 0 %	$2 6 3 . 0 3 \times N p^{-0.2253}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	2 2 . 9 1 %	$1 5 6 . 0 7 \times N p^{-0.2253}$
算定式 $J o = 3 5 1 . 4 8 \times N p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、J o : 現場管理費率(%) N p : 純工事費(千円) とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う T : 工期 (か月) 注 1 . 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2 . J o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－12 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
現場管理費率	上限	5 0 . 3 7 %	$5 3 0 . 6 8 \times N p^{-0.2941}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	1 7 . 6 7 %	$1 8 6 . 1 8 \times N p^{-0.2941}$
算定式 $J o = 6 5 8 . 4 2 \times N p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、J o : 現場管理費率(%) N p : 純工事費(千円) とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う T : 工期 (か月) 注 1 . 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2 . J o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－13 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times N_p^{-0.1956}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.14%	$90.67 \times N_p^{-0.1956}$
算定式 $J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$ ただし、 J_o ：現場管理費率(%) N_p ：純工事費(千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－14 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	42.07%	$467.95 \times N_p^{-0.3009}$
		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	15.25%	$169.65 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、 J_o ：現場管理費率(%) N_p ：純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T ：工期(か月)			
注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－15 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率(%) N_p ：純工事費(千円)			
注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	11.26%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.41%
算定式 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円)			
注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－17 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.35%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円) 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－18 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%
算定式 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円) 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

長崎県公共建築工事積算基準等の運用

平成24年 5月

長 崎 県 土 木 部 建 築 課

長崎県公共建築工事積算基準等の運用

目 次

第1編 総 則	建築-22
第2編 共通費	建築-23
第1章 離島調整費	建築-23
第2章 共通仮設費	建築-23
第3章 現場仮設費	建築-24
第4章 一般仮設費等	建築-25
第5章 その他	建築-26

第3編 単価及び価格

附表 補正市場単価算出方法

「第3編単価及び価格及び附表」は、公共建築工事積算基準等の運用(国土交通省官房官庁営繕部計画課)の「第3編単価及び価格及び附表」を適用する。

第1編 総則

1 目的

本運用は、「長崎県公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という。）及び「長崎県公共建築工事共通費積算基準」（以下、「共通費基準」）等の運用を長崎県として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

2 建設副産物（建設発生土を含む。）の処理に関する取り扱い

建設副産物の処理に関する積算は、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日建設省技調発第243号）及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日国営計第27号）により、工事現場から処理施設等までの運搬及び受入れに要する費用等を施工条件の明示事項等に従い適切に計上する。

第2編 共通費

第1章 離島調整費

1 離島調整費の算定方法

離島調整費は、離島調整費率により算定する。

離島調整費＝（直接工事費－離島調整費対象外の直接工事費）× 離島調整費率

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の算定方法

共通仮設費は、共通仮設費率により算定し、**率に含まれない**内容は積み上げにより算定して加算する。

共通仮設費＝（直接工事費×共通仮設費率）＋ 積み上げによる共通仮設費

（1） 共通仮設比率の算定に用いるT（工期）は、開札から契約までを考慮し7日を減じる。

2 鉄骨工事における共通仮設費の補正

「共通費基準」の3（4）の場合は、補正した共通仮設費率を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第5章1による。

なお、積み上げによる共通仮設費は鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費は鉄骨工事以外の一般工事の純工事費と鉄骨工事の純工事費に区分する。

3 その他工事を含ませて発注する場合の取り扱い

「共通費基準」の3（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事の共通仮設費は別途算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

4 監理事務所を設けない場合の補正

「共通費基準」の3 表－5のうち建築工事において、監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。

5 発生材処分費の取り扱いについて

- (1) 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。
- (2) 発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

6 リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費を算定しない。

なお、共通仮設費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対応する共通仮設比率とする。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の算定方法

現場管理費は、現場管理費率により算定し、率に含まれない内容^イは積み上げにより算定して加算する。

現場管理費＝（純工事費×現場管理費率）＋ 積み上げによる現場管理費

- (1) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、開札から契約までを考慮し7日を減じる。
- (2) 積み上げによる現場管理費のうち、要員に関するもの及び工事実績情報（CORINS）の登録並びに中期保全計画資料の作成については下記による。

イ．要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外）は、積み上げにより算定^ロして加算する。

ロ．工事実績情報（CORINS）の登録等に要する費用

工事費（消費税含む）が2,500万円未満の昇降機設備工事は、その費用を積み上げにより算定^イして加算する。

なお、2,500万円以上の工事費は、その率に含まれている。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。

ハ、中長期保全計画資料の作成に要する費用

中長期保全計画資料の作成を保全業務情報システム（BIMMS-N）による場合は、積み上げにより算定して加算する。

なお、その他の資料作成に係る費用については、その率に含む。

2 鉄骨工事における現場管理費率の補正

「共通費基準」の4（4）の場合は、補正した現場管理費率を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第5章1による。

3 その他工事を含ませて発注する場合の取り扱い

「共通費基準」の4（5）の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事の現場管理費は別途算定する。

4 発生材処分費の取り扱いについて

（1） 発生材処分費は、建設発生土処分費を含む。

（2） 発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

5 リース料等の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料等を含めて発注する場合、これらの費用の現場管理費を算定しない。

なお、現場管理費率は、これらの費用を含む純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

一般管理費等は、一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費の加算等を行い算定する。

一般管理費等＝（工事原価×一般管理費等率）＋積み上げによる一般管理費等

2 前払金支出割合による補正

- (1) 前払金支出割合が35パーセント以下において一般管理費等を算定する場合は、表4-2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。
- (2) 前払い金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対しては適用しない。

表4-2 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01

3 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を算出し、一般管理費等に加算する。

第5章 その他

1 第2章2及び第3章2における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱いについて

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表5-1の通り全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費として取り扱う。

(2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。また、鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は補正の対象としない。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

(5) 改修工事における取り扱い

耐震改修用鉄骨フレームを使用する場合は、製品代のみを対象とする。

表5-1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注)○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正							
鉄骨工事							
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○	工場塗装	○
溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○	建て方費	○	溶接試験	○
現場溶接	○	アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆 専用仮設	○	付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○
設備機器架台	○	鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△

2 その他工事として取り扱う工事について

下記に示す工事を一般工事に含ませて発注する場合においても、「共通費基準」

3 (5) の定めによる。

- ・ 特殊空調設備
- ・ 循環ろ過設備
- ・ 排水処理設備
- ・ ごみ処理設備
- ・ 搬送設備
- ・ 機械式駐車設備
- ・ 特殊ガス設備
- ・ 実験機器設備
- ・ 医療器具設備
- ・ 昇降機設備（リニューアル工事にかかるもののみ）
- ・ 太陽光発電設備

- 3 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について
- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
 - (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。
 - (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。
 - (4) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について
- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。
 - (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。
 - (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
 - (4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- 5 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について
- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地を一括して算定する。
 - (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。
 - (3) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について
- (1) 共通仮設費及び現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。
 - (2) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

- (3) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

なお、主たる工事とは発注時の工事種別とする。

7 後工事の扱いについて

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

8 工事の一時中止に伴う増加費用

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（平成元年 2 月 8 日付建設省技調発第 57 号）及び「営繕工事に係る工事一時中止ガイドライン」（平成 21 年 1 月国土交通省官庁営繕部）による他、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。なお、設計変更においても同様とする。